

授業科目名	医療福祉と人権	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	久保井 摂・平野 互	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

医療・福祉分野における利用者としての患者の権利、具体的には人格的自律権やプライバシー権、安全な医療を受ける権利など多様な権利とその歴史的背景、権利擁護システムについて学ぶとともに、医療・福祉の現場における人権の擁護に専門的に取り組む法律実務家としての関わり方を学ぶ。ハンセン病問題や精神科医療における人権の問題など具体的な材料を取り上げながら、法曹として問題に取り組む際の具体的なイメージを持つことができるようにしたい。

到達目標

患者・福祉サービス利用者の権利について、歴史的な背景を知り、それが医療・福祉においてどういう位置付けにあるのか理解し、具体的な場面において行使できるようになる。

法律実務家として、権利擁護活動に取り組む具体的なイメージを持ち、患者・利用者の権利が尊重されているかという視点から考察することにより、問題解決に至るまでのプロセスを具体化することができるようになる。

成績評価基準および方法

評価基準：患者・福祉サービス利用者の権利について憲法上の位置づけを正確に理解しているか。具体的な臨床・福祉の場面においてそれらの権利が問題となる場合の適切な権利行使、そのための権利擁護のあり方について、根拠をもって論述できるか。

評価方法：授業中の取組、発言の評価（40％）期末テスト（60％）

テキストおよび参考文献

いずれも参考文献「Q & A 医療・福祉と患者の権利」第2版 明石書店

患者の権利法をつくる会世話人会 医療基本法要綱案

<http://kenriho.org/legislative/> よりパンフレットをダウンロードできる。

WHO ヨーロッパ事務局「ヨーロッパにおける患者の権利の推進に関する宣言」（第5回講義において配布）

ジョージ・アナス「患者の権利」

池永満 「新・患者の権利」

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

「法と医学」を既に履修しているか、並行して受講していることが望ましい。

第5回授業で配布する WHO 宣言パンフレットは、各人読み込み、以降持参して受講すること。第11回以降は裁判例を教材として用い、参照する裁判例をその都度事前に紹介するので、1時間ほど目を通した上で受講すること。

授業計画および内容等

第1回	「公衆衛生・医学研究と人権の歴史的関わり」の1	「精神医療政策の歴史的展開と国連原則（1991年12月）」 ～精神医療政策の役割・推移と法的規制の背景、国連原則の内容など。（久保井）
第2回	「公衆衛生・医学研究と人権の歴史的関わり」の2	「ハンセン病政策の歴史的展開と感染症対策における人権保護」 ～ハンセン病政策の歴史的経緯、強制隔離政策の実態、公衆衛生行政と法的規制の背景と実情など。（久保井）
第3回	「公衆衛生・医学研究と人権の歴史的関わり」の3	「BIOETHICS の誕生と展開 ～医学研究・先端医療と人権」 ～医学研究・臨床試験、遺伝子医療、脳死・臓器移植など先端医療と法的規制の背景、ヘルシンキ宣言における被験者の権利の確立と歴史的展開など。（平野）
第4回	「医療福祉制度における法律家の役割」の1	「医療福祉制度の法律構造」 ～診療契約や医事紛争に関する法律関係など。（久保井）

第5回	「医療・福祉制度における法律家の役割」の2	「社会保障政策としての医療・福祉サービス」 ～医療・福祉サービスの憲法上の位置づけ、医療保障制度の概要と法的規制の実情など。(久保井)
第6回	「医療・福祉制度における法律家の役割」の3	「社会保障の権利性」 ～社会保障制度における「公共の福祉」と「個人の権利」の緊張関係、人権保障手続の特徴と「公平」概念の意義、「生存権」概念の規範的根拠と「人間の尊厳」概念について。(平野)
第7回	「医療福祉サービスにおける患者(利用者)の権利」の1	「患者の権利の内容」 ～世界保健機関(WHO)ヨーロッパ会議における「患者(利用者)の権利の促進に関する宣言」の内容と国際人権法、「医療基本法」構想。(久保井)
第8回	「医療福祉サービスにおける患者(利用者)の権利」の2	「自己決定権とインフォームド・コンセント」 ～日常医療におけるインフォームド・コンセント原則の適用と課題。(久保井)
第9回	「医療福祉サービスにおける患者(利用者)の権利」の3	「知る権利、医療情報の保護と活用(カルテのアクセス権)」 ～プライバシー権(自己情報コントロール権)に基づくカルテのアクセス権の内容と個人情報保護法制。(平野)
第10回	「医療福祉サービスにおける患者(利用者)の権利」の4	「障がい概念と障がい者の人権」 ～障がい概念の変化と「社会モデル」、国連障害者権利条約の理念、差別と「優生思想」、障害者差別解消法と「合理的配慮」、障がい者の自立支援など。(平野)
第11回	「医療事故紛争と被害回復、医療における患者の安全」の1	「医療事故における民事的法律関係」 ～民法上の契約類型、説明責任、債務不履行責任、不法行為責任など。(久保井)
第12回	「医療事故紛争と被害回復、医療における患者の安全」の2	「医療事故における刑事的法律関係」 ～刑法上の業務上過失(致死傷)責任、「安楽死」事件における責任、異状死届出義務、医療事故への司法的介入の是非。(久保井)
第13回	「医療事故紛争と被害回復、医療における患者の安全」の3	「医療過誤訴訟の実務、その1」 ～損害賠償請求訴訟の構造、争点整理と証拠調べなど手続の進め方。(久保井)
第14回	「医療事故紛争と被害回復、医療における患者の安全」の4	「医療過誤訴訟の実務、その2」 ～説明義務違反、自己決定権侵害と判例の動向、特にエホバの証人輸血拒否事件を巡って。(久保井)
第15回	「医療事故紛争と被害回復、医療における患者の安全」の5	「医療事故被害者の救済制度」 ～裁判外における制度(医師損害賠償保険、医薬品副作用救済基金、産科補償制度、医療ADRなど)、院内および院外における事故調査委員会、第三者機関の役割、裁判手続との関連等。(久保井)
関連 URL		
患者の権利法をつくる会 http://www.iryoku-kihonho.net 九州・山口医療問題研究会福岡県弁護士団 http://www.f-iryokuken.org/		
備考欄		